

コロナ禍のその相談 **ちょっと待った！！**

自己破産、個人再生で進めて大丈夫？

「**コロナ版ローン減免制度**」

使えませんか？



## コロナ版ローン減免制度 とは…

(名称「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の新型コロナウイルス特則)

### 対象者

**新型コロナウイルスの影響**での失業や、収入・売上が減少したことなどによって、債務の返済が困難になった**個人・個人事業主**。

### 対象債務

**令和2年2月1日**以前に負担していた債務(※)に加え、**令和2年10月30日までに新型コロナ対応**のために負担した債務

※債務には、事業性ローン、住宅ローン、その他のローンが幅広く含まれます

### 制度概要

以下のような**メリット**を受けながら、対象債務の減免が受けられます。

**1.** 特別定額給付金などの差押禁止財産に加え、**財産の一部を手元に残せる**

**2. 信用情報** 登録機関に登録されないため、その後の借入の可能性を残せる

**3.** 弁護士、不動産鑑定士など**専門家の支援が無償**で受けられる

\* **住宅を手放さずに** 住宅ローン以外のローンだけを減免する方法もあります



制度の詳細は  
← (一社)東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関HP  
<http://www.dgl.or.jp/covid19/>

お問い合わせは、  
**徳島弁護士会へ!**  
(☎088-652-5768)

